

新型コロナウイルス感染症療養終了後の生活について

- ◆厚生労働省が定める退院基準を満たすと療養終了となります。
- ◆退院基準を満たすと感染力が急激に低下することが分かっているので、療養終了後は行動の制限はございません。

❖療養終了後も一般的な衛生対策を行いましょう。

- 石けんで手を洗い、アルコール消毒をしましょう。
- マスクを着用し、咳エチケットを守りましょう。
- 定期的に換気をしましょう。

❖退院後、体調に気になる点がある場合は、かかりつけ医や、お近くの医療機関へご相談ください。退院時に指示された医療機関があれば主治医へご相談ください。

その他、お困りのことがある際は、熊本市新型コロナウイルス感染症対策課へご相談ください。

各種相談窓口



- 行動制限や復職・復学の時期について

退院基準を満たして退院(退所)した後の活動の制限などはありません。

詳細は裏面または熊本市ホームページ([熊本市 コロナハラスメント](#))で検索をご参照ください。

職場や学校で「コロナハラスメント」ありませんか?(熊本市ホームページ) →



- こころの健康について

熊本市こころの健康センターにて、ご自身やご家族のこころのお悩みについて電話相談と来所相談(予約制)を実施しています。 TEL 096-362-8100

こころの健康センター(熊本市ホームページ) →



- 傷病手当や休業中の賃金等の保証について

ご加入の保険者にお尋ねください。

厚生労働省 新型コロナウイルス接触確認アプリ(略称 COCOA)のご案内

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリです。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることを期待されます。

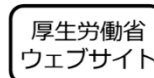
iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



連絡先

熊本市保健所新型コロナウイルス感染症対策課

〒862-0971 熊本市中央区大江 5 丁目 1-1 TEL 096-364-3316

療養終了後よくある質問

Q1 退院基準を満たして療養終了したあと、行動制限はありますか？

国内外の知見によると、人工呼吸器等による治療を必要としなかった場合、発熱等の症状が出てから7日～10日程度経つと、新型コロナウイルス感染者の感染性は急激に低下し、PCR検査等で陽性の結果が出る場合でも、感染性は極めて低い(こうした症例のうち、症状消失後もPCR検査で陽性になる例や、退院後に再度陽性となった症例からの二次感染を認める報告はこれまでありません。)ため、PCR検査を行わない場合も含めて、退院基準を満たして退院した後の行動の制限などはありません。

なお、人工呼吸器等による治療を行った場合においては、一部で発症後15日程度まで感染性を有する可能性があるとして、退院基準は発症日から15日間経過すること等としています。この場合も、退院基準を満たし、かつ発症日から20日間経過した後は、行動の制限はありません。

(参考)令和3年2月25日付け事務連絡(厚生労働省健康局結核感染症課)「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱いに関する質疑応答集(Q&A)の一部改正について」

(参考)厚生労働省ホームページ 新型コロナウイルス感染症に関するQ&A(一般の方向けQ&A)

5. 症状がある場合の相談や新型コロナウイルス感染症に対する医療について 問4「陽性になって入院や療養をした場合、どうしたら元の生活に戻れますか。」

Q2 療養を終了する際にPCR検査を受けられますか？

Q1にあるように、退院基準を満たして療養終了される場合、新型コロナウイルス感染者の感染性は極めて低いと言われていています。退院基準を満たすと検査結果によらず退院可能ですので、退院に当たっての検査は行いません。

Q3 新型コロナウイルス感染症に関する療養期間を証明するものはありますか？

感染症法に基づく「感染症法に規定される就業制限について(通知)」「就業制限解除通知書」「入院勧告書」「(入院勧告書)は入院した方のみ」(通知)があります。

これらの通知は、後日、保健所からご自宅へ郵送いたします。通知が届くまで概ね1か月程度(陽性者発生状況等により前後します)かかりますので、あらかじめご了承ください。

これらの書類は新型コロナウイルス感染症にかかったことの証明として、生命保険会社等のお手続きに使うことができます。なお、熊本市保健所では、生命保険会社等が発行している療養期間を証明する書類等への記入は行っておりません。

(参考)令和2年5月15日付け事務連絡(厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部)「宿泊療養又は自宅療養を証明する書類について」

(参考)「新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け)」厚生労働省ホームページ

送付書類	記載内容
・感染症法に規定される就業制限について(通知)	診断日
・就業制限解除通知書	療養終了日
・入院勧告書 ※入院した方のみ	入院日